

滋賀県草津市渋川学区まちづくり協議会キャラクター 「しぶはなちゃん」出演の手引き

1. 「しぶはなちゃん」の活動の目的

渋川学区まちづくり協議会キャラクター「しぶはなちゃん」（以下「しぶはなちゃん」といいます）は、以下の目的で出演します。

- ① 同学区まちづくり協議会の活性化の一役を担い笑顔あふれるまちづくりと地域コミュニティの充実を図る。
- ② 渋川学区としぶはなちゃんの認知度向上を図る。

しぶはなちゃんの出演ができない場合の例

□しぶはなちゃんの活動に適さない環境、又は適さない環境になる恐れのあるとき。

□法令、若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。

□特定の個人、団体、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。

□特定の企業・商品の販促活動につながる恐れのあるとき。

（ただし、しぶはなちゃんの活動目的を達成するために、渋川学区まちづくり協議会が後援、協力等の形で関与しているものは除く）

□その他、渋川学区まちづくり協議会がしぶはなちゃんの出演が適当でないと認めたとき。

2. 出演依頼から出演決定までの流れ

- (1) しぶはなちゃんの出演を希望する主催者等（以下「依頼者」といいます）は、渋川学区まちづくり協議会キャラクター「しぶはなちゃん」出演依頼書を出演希望の6週間前までに、渋川学区まちづくり協議会に提出します。

問合せ先および申込先

〒525-0025

滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号

TEL 077-568-0350 FAX 077-566-5143

e-mail shibukawa@machikyou.jp

渋川学区まちづくり協議会 しぶはなちゃん企画委員会

- (2) しぶはなちゃん企画委員会は出演依頼を審査し、出演の可否を検討します

□しぶはなちゃん出演の目的に沿っている場合でも、スケジュールが合わない場合は出演できません。

□出演依頼が重複した場合は、出演依頼の趣旨、出演スケジュール、出演内容、情報発信効果等から総合的に判断し、出演を決定します。

□出演を決定する場合に、依頼者に条件を付す場合があります。

- (3) 出演予定日のおよそ4週間前を目安に、依頼者に出演の可否を連絡します。

出演が決まった場合は、依頼者と渋川学区まちづくり協議会しぶはなちゃん企画委員会との双方で出演の詳細を打ち合わせます。なお、早い決定を希望される場合はご相談ください。

3. しぶはなちゃん出演の体制

しぶはなちゃんの出演は、基本的にはしぶはなちゃんとスタッフの2名～4名で伺います。

4. 出演に要する経費等

出演に係る費用は、次の通りとします。

- (1) 出演先が渋川学区の場合は無料
- (2) 出演先が渋川学区以外の場合は原則依頼者が実費負担
(スタッフの交通費、しぶはなちゃんの移動に係る費用等)
(但し、渋川学区まちづくり協議会が免除が必要と認める場合はこの限りではありません)

5. 出演にあたっての留意事項（主催者の方に守っていただきたいこと）

- (1) しぶはなちゃんおよび来場者の安全に配慮した運営を行うこと。
 - ・ 混乱時の来場者の誘導、安全管理に配慮すること。
- (2) しぶはなちゃんの出演にあたって、他のキャラクター等出演者との調整を行うこと。
- (3) 出演に係る広報物にしぶはなちゃんの画像を掲載する場合は、ガイドラインに添って画像をお使いください。
別途渋川学区まちづくり協議会の許可が必要ですので、事前にご連絡ください。
渋川学区まちづくり協議会 連絡先 TEL 077-569-0350
- (4) 事前にしぶはなちゃん企画委員会と打ち合わせた内容を守って出演させること。
 - ・ 出演時間は1回あたり30分までを目安としています。
 - ・ 屋外のイベント開催の場合は事前に雨天時対策を打ち合わせてください。
- (5) 雨天時に屋外で出演させ、あるいは危険な環境の下で出演させないこと。
- (6) しぶはなちゃんを破損又は汚損した場合は、補修等に係る経費を依頼者にご負担いただく場合があります。

6. 出演にあたって準備いただくもの

しぶはなちゃんの控室

- ・ 外から見えず、極力出演場所に近い部屋
- ・ 部屋の開口部が幅1m、高さ2m以上あること
- ・ 屋外であっては床の養生もすること
- ・ 個室でなくても可

(但し、ゆるキャラ以外の出演者との同室はやめてください、また可能であれば男女別の控室になるようご配慮ください)

しぶはなちゃんの駐車場

(ワゴン車1台分、場所は相談させていただきます)

7. その他

- (1) 依頼者がらに定める留意事項を遵守しないとき、又は、遵守しない恐れがあると渋川学区まちづくり協議会が判断したときは、渋川学区まちづくり協議会はその出演の承諾を取り消し、出演中であっては出演を取りやめます。この場合、依頼者に生じた損害または依頼者が第三者に与えた損害については、渋川学区まちづくり協議会は責任を負いません。
- (2) しぶはなちゃん出演に起因する事故等により、依頼者が損害を被った場合、又は依頼者が第三者に損害を与えた場合には、渋川学区まちづくり協議会又はしぶはなちゃん企画委員会は自らに故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
- (3) 出演終了時には、アンケートの提出をお願いします。